

## 仕様書

### 1 業務名

令和6年度ポストコロナ経営力強化支援事業委託業務

### 2 委託期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

### 3 事業目的

コロナ禍における経済社会の変化、脱炭素への社会的要請の高まり、人口減少に伴う市場の縮小、物価やエネルギー価格の高騰などの社会環境変化に対応した中小企業者の競争力強化が求められる中で、総合経営支援拠点「CONNECT えひめ」の運営による地域のサプライチェーンを俯瞰した戦略的な中小企業者支援により、ポストコロナを勝ち抜く地域産業構造の基盤を強化することを目的とする。

### 4 委託内容

次の内容による総合経営支援拠点「CONNECT えひめ」の運営に関する一切の業務を行うこと。

なお、次の取組みを効果的に組み合わせる実施するとともに、本仕様書5で設定する目標 KPI が達成できるよう、最大限の事業効果となる運営体制を構築すること。

また、全業務を通して、支援機能・支援体制の県内定着化・自走化に向け、地元支援機関への支援ノウハウの移転に重点を置いた内容とすること。

#### (1) 県内支援機関の連携支援体制の強化に係るコーディネート業務

本仕様書4(2)から(4)の業務を遂行するため、中小企業支援に関する知見・ノウハウを有する連携支援コーディネーターを1名以上配置すること。

なお、連携支援コーディネーターは、支援機関全体のマネジメントや支援の充実に向けた施策の企画・立案等が行えるよう、県内支援機関を繋ぎ、支援機関の中核となる役割を担うこと。

#### (2) プル型支援業務（関係機関と連携した相談・支援）

県内事業者からの経営に関する支援ニーズについて、商工会や商工会議所等の関係支援機関（以下「支援機関」という。）と共有するためのハブ的な役割を担うとともに、支援機関の情報共有・連携支援体制を強化し、ポストコロナに向けた新事業展開等（新たな事業展開、業態転換、事業承継・M&A等）に取り組む事業者に対する総合的かつシームレスな支援を実現するため、次の業務を実施すること。

## ①総合経営相談窓口の設置・運営

愛媛県内企業を対象とした様々な経営相談に対応し、経営課題の解決や新たな取組みへの支援等を図るため、県内支援機関と十分連携の上、次のとおり総合的な経営相談窓口を設置し、運営すること。

- 人員体制：中小企業支援に関する知識を有する相談員を配置し、愛媛県内の中小企業者からの相談に応じられるようにすること。
- 受付体制：相談者からメール、電話、対面などでの相談を受け付けられるようにすること。
- 相談対応：相談者からの情報を管理し、相談内容に応じて県内の支援機関などと連携して対応にあたることとし、内容に応じて支援機関へ案件の引継ぎを行うこと。  
なお、事業者の相談に単発で応えて終わるのではなく、事業者の今後の経営展開も見据えて各支援機関を繋ぐ継続的な「支援プラン」を作成し、支援機関における個社支援の進捗管理もあわせて行うこと。

## ②経営力強化セミナー（仮称）の実施

県内中小企業の挑戦や自己変革を促進するとともに、経営力強化に向けた意識醸成を図る「経営力強化セミナー（仮称）」の運営及び付随する各種の調整、会場の借上げ、参加者の募集、事前準備、当日受付など、開催に係る一切の業務を行うこと。

### 《セミナー開催の要件》

- 開催時期：令和6年5月から令和6年12月頃（予定）
- 開催回数：計3回以上
- 対象者：県内中小企業者（主に経営者、経営幹部、従業員、個人事業主）や支援機関の職員
- 参加費用：無料
- ※県内中小企業の経営力強化に繋げるために効果的な開催形式を提案すること（各回の開催形式を統一する必要はない）。
- ※想定するセミナーの内容について、テーマ、講師の候補、スケジュール等を企画提案書に具体的に記載すること（各回の内容を同一にする必要はない）。

### 《セミナー開催に関するチラシデータの作成》

本セミナー開催に関するチラシデータ（A4判、カラー）について愛媛県と協議の上、作成し、県にデータを提供すること。

### 《参加者の募集》

募集にあたり、受託者が有するネットワーク等をはじめ、各種広告媒体を活用するなど、効果的な情報発信・周知の実施内容や手法について提案すること。

### ③事業承継・引継ぎの機運醸成に係る取組みの実施

経営者の高齢化や後継者不足が深刻化する中、県内における事業承継・引継ぎの機運醸成を図り、県内中小企業の事業承継に関する意欲の喚起や後継者の掘り起こしの後押しに繋がる取組みを実施すること。

(例：事業承継・引継ぎを契機に、新事業開発や新分野進出等に挑戦する後継者を支援するための新事業開発講座、事業承継事例紹介動画の作成、事業承継経験者によるセミナー・ワークショップの開催等)

### ④県内支援機関向け勉強会の実施

総合経営支援拠点「CONNECT えひめ」による支援を通じて蓄積した支援ノウハウや先進事例等を集約し、展開して波及させるとともに、各支援機関等の支経営支援能力の向上を図るため、県内支援機関を対象とした勉強会の開催及び付随する各種の調整、会場の借上げ、参加者の募集、事前準備、当日受付など、開催に係る一切の業務を行うこと。

《県内支援機関向け勉強会開催の条件》

- 開催時期：令和6年5月から令和7年1月頃（予定）
- 開催回数：計3回以上
- 開催場所：東中南予（各1回以上）
- 対象者：県内支援機関の職員
- 募集人数：各回10名以上
- 内容：各支援機関における経営支援ノウハウの向上を図る内容とすること。  
なお、同勉強会で使用するため、連携支援コーディネーター等の支援ノウハウや支援ポイント等をまとめた手引書を作成すること。

《参加者の募集》

当該地域の商工団体等に対し、幅広く参加を呼び掛けること。

## (3) プッシュ型支援業務（中核企業への戦略的支援）

地域特性や産業構造を踏まえつつ、プッシュ型による戦略的な支援により、県内中核企業を中心として、ポストコロナに向けた新事業展開等に取り組む県内企業の成長を後押しするため、次の業務を実施すること。

### ①中核企業への戦略的支援の運営・管理

運営方針・実施手法について、愛媛県と協議の上、内容を決定し、中核企業への戦略的支援の事務局運営を行うこと。

なお、本支援においては、県内金融機関等と連携し、本県の地域特性や産業構造を踏まえつつ、地域への波及効果が期待できる中核企業へのプッシュ型による戦略的な支援により、波及効果を創出し、サプライチェーン全体への支援を実施すること。

### ②中核企業への戦略的支援

支援先企業に対し、企業の経営陣との対話を通じて経営課題の把握や潜

在的な経営課題の発掘を行うとともに、経営課題の優先度に応じた改善方策の検討や提案、経営課題の解決に向けた計画策定等を行うこと。

なお、支援先企業は5社以上を前提として提案すること。

### ③成果報告・効果測定

支援先企業ごとに到達段階や最終的な成果、今後の方針等を整理するとともに、金融機関等との連携により期待される地域への波及効果を測定し、愛媛県へ報告すること。

### ④県内金融機関等への支援ノウハウの移転

本支援により得た成果を踏まえ、ポストコロナに対応した経営支援のノウハウの県内金融機関等への移転に努め、関係機関の支援内容の高度化や幅広い課題への対応力を強化し、ポストコロナに向けた経営支援能力の底上げを図ること。

## (4) 本事業の周知・普及啓発並びにモデル支援事例の事例集等の作成及び情報発信

新事業展開等に取り組む県内中小企業者に対する本事業の周知・広報を実施するため、新聞や雑誌、テレビ、インターネット等、効果的な広報・周知方法により実施すること。

また、新事業展開等に取り組む企業を増加させるため、本事業において創出したモデル支援事例（プル型支援業務、プッシュ型支援業務合計で5事例以上）を取りまとめた支援事例集を作成するとともに、県内事業者に対して事例集の利用を含めた情報発信を行うこと。

## 5 目標 KPI

本業務の目標 KPI として、次の3項目について、この数値を下限とする目標 KPI を設定すること。

### (1) プル型支援業務

総合経営相談窓口による個社支援数：100 件

※支援機関へ案件の引継ぎを行った件数を含む。

### (2) プッシュ型支援業務

中核企業への戦略的支援を通じた地域企業への波及効果数：100 社

その他、成果を分析するために有効な指標で、別途提案するものがあれば、その効果検証のスキームや目標 KPI を提示すること。

また、目標 KPI で示した各種値を達成した場合も、予算の限り事業効果の最大化を目指して事業を継続すること。

## 6 成果品

### (1) 提出物

実績報告書（A4判） 紙媒体1部及び電子媒体一式

### (2) 提出場所

(3) 提出期限

令和7年3月31日

## 7 委託費用

契約金額は、本事業の遂行に直接必要な経費及び事業状況のとりまとめに必要なものとする。

(1) 対象経費

①人件費

業務従事者の賃金、法定福利費（事業主負担分に限る）、社内規定等で必要とされる範囲の諸手当（通勤手当等）

その他、受託者に公表・実際に使用している受託人件費単価規程等が存在する場合、同規程等に基づく受託単価による算出も可能とする。

②事業費

ア 賃借料 業務で使用するパソコン等のリース料、業務実施に必要なとなる会場の借り上げに係る経費等

イ 消耗品費 事業実施に必要な消耗品購入経費等

ウ 旅費 現地調査旅費等

エ 役務費 通信運搬費等

オ その他 その他知事が事業運営に必要なと認める経費

③一般管理費

事業全般を管理する際に発生する雑務的経費

④委託契約に係る消費税及び地方消費税等

ア 課税事業者の場合

それぞれの経費については、消費税及び地方消費税を除いた額で算定し、その総額に消費税及び地方消費税を乗じて得た額とすること。

イ 免税事業者の場合

それぞれの経費については、消費税及び地方消費税を除いた額で算定し、課税仕入れ額を合算したものを消費税及び地方消費欄に記載すること。

(2) 対象とならない経費

①5万円以上の機械・機器等の購入代金

②土地、建物を取得するための経費

③その他、事業との関連が認められない経費

## 8 業務実施体制

業務の実施にあたっては、愛媛県との協議、関係者への連絡調整などが迅速に行えるよう体制を整えること。経費の執行については、費用対効果を十分に考慮し行うこと。

- (1) 受託者は、本委託業務を指揮する総括管理者を配置すること。
- (2) 総括管理者は、企画立案、実施のほか、本業務従事者を十分指導して業務を実施させること。
- (3) 総括管理者は、相談対応状況等の管理や関係者との連絡調整を行うこと。
- (4) 総括管理者は、愛媛県との連絡を密に行い、業務を進め、遅滞なく業務が遂行できるよう人員、体制の確保を行うこと。
- (5) 総括管理者は、本業務を安全に実施できるよう管理を行うこと。
- (6) 総括管理者は、経費、事業内容等、愛媛県から報告を求められた際は、速やかに対応すること。
- (7) 受託者は、やむを得ない場合を除き、総括管理者を変更しないこと。
- (8) 受託者は、契約締結後速やかに総括管理者の氏名等を愛媛県に通知すること。

## 9 事業計画書及び実績報告書の提出

- (1) 受託者は、契約締結後遅滞なく受託者が提案した企画提案書をもとに、実施事項や広報手段等の具体的な業務内容について愛媛県と協議の上、委託契約書に定める「事業計画書」を作成して提出すること。
- (2) 委託業務完了後、委託契約書に定める「実績報告書」を作成し、愛媛県の検査を受けること。
- (3) 愛媛県は、必要がある場合は、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。
- (4) 愛媛県は、業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は、委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。

## 10 再委託の可否

受託者は、業務の一部を第三者に再委託することができる。その場合は、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、愛媛県の承諾を得なければならない。

## 11 守秘義務及び個人情報の取扱い

- (1) 本業務の実施に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。
- (2) 本業務の実施のための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- (3) 再委託範囲に個人情報の取り扱いが含まれるときは、再委託先との間で個人情報に関する適切な体制を確保しなければならない。

## 12 著作権等の取扱い

- (1) 本仕様に規定するところにより、受託者が愛媛県に引き渡すべき成果物は、愛媛県の所有とする。
- (2) 本業務で制作・納品された成果物を期間の制限なく無償で、インターネット、印刷物、DVD、講演・講習、放送番組等のあらゆる媒体、手段、手法により、公表（公開、配布、放送等）することができるよう、二次利用可能な権利関係に関する調整を行うこと。
- (3) 成果物の著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条から第 28 条までに定める全ての権利を含む。）は愛媛県に帰属し、受託者が複写、複製、抜粋その他の形式により他の用に供する場合は、愛媛県の承諾を受けなければならない。
- (4) 愛媛県は成果物を公表することができる。この愛媛県の公表権について、受託者はいかなる権利も主張できない。
- (5) 受託者は、愛媛県が認めた場合を除き、成果品に係る著作者人格権を行使できないものとする。
- (6) 委託業務の実施のために使用された愛媛県が所有する資料等の著作権は愛媛県に帰属する。ただし、受託者が従前より保有する特許権、著作権等の知的財産権を適用したものにおいては、愛媛県はその使用及び複製の権利のみを有するものとし、それらの知的財産権は受託者に帰属する。
- (7) 成果物及び委託業務の実施のために使用された愛媛県が所有する資料に、受託者が従前より保有する知的財産権（著作権、ノウハウ、アイデア、技術、情報等を含む。）が含まれていた場合は、受託者に留保されるが、愛媛県は成果物を利用するために必要な範囲において、これを無償かつ非独占的に利用できるものとする。
- (8) 成果品については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。なお、第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときには、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。

## 13 その他

- (1) 本業務の実施にあたっては、関係法令・条例等を順守すること。
- (2) 本業務の実施にあたっては、実施内容や実施時期等、愛媛県と十分に協議の上進めること。
- (3) 本業務に係る一切の経費は、委託金額に含むこと。
- (4) 本業務に係る経理については、他の業務と明確に区分するとともに、契約や支払いに関する書類を業務完了年度の翌年度から起算して、5年間保管すること。
- (5) 本仕様書に定めのない事項または疑義が生じた場合については、その都度、愛媛県と受託者との間で協議の上、決定すること。なお、定めのない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては、本業務に含まれるものとする。